

都道府県名	大阪府
学校名	大阪府立桃谷高等学校
学校所在地	大阪府大阪市生野区勝山南3-1-4
研究期間	平成20～21年度

I 概要

1 研究課題

- (1) 校内支援体制の構築及び関係機関との連携のあり方について
- (2) 発達障がいのある生徒の自己理解を深めるための支援のあり方について
- (3) 生徒・保護者等に対する理解・啓発のあり方について
- (4) 発達障がいのある生徒に対する適切な進路指導のあり方について

2 研究の概要

- (1) 校内支援体制の構築及び関係機関との連携のあり方について
 - ・発達障がいのある生徒に対する適切な指導及び支援のための校内支援体制の整備や関係機関との連携のあり方について研究する。
- (2) 発達障がいのある生徒の自己理解を深めるための支援のあり方について
 - ・生徒一人ひとりの障がいの状況等に応じた支援のあり方を検討する。
 - ・発達障がいのある生徒が、障がいの特性を理解するとともに、自己理解を深めるための指導・支援のあり方について研究する。
 - ・自己肯定感を育むため、生徒一人ひとりの状況に応じた支援プログラムについて研究する。
- (3) 生徒・保護者等に対する理解・啓発のあり方について
 - ・発達障がいのある生徒への理解を深めるための取組みとして、教職員および周囲の生徒や保護者に対する理解・啓発のあり方について研究する。
- (4) 発達障がいのある生徒に対する適切な進路指導のあり方について
 - ・就労支援をはじめとする進路指導における発達障がいのある生徒への適切な指導や支援のあり方について研究する。
 - ・「個別教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図るとともに、関係機関との連携のあり方などについて研究する。

3 研究成果の概要

(1) 校内支援体制を整備・構築し、この組織体制が効果的かどうかを検証・検討した。

入学時点での実態把握の現状及び過去の対応例や対応する組織のあり方、指導・支援の方法について整理・検討し、実践と検討のサイクルを繰り返し、校内支援体制の具体的な運用を確立した。特に、「いつ・どこで・誰が・何をするか」ということや、文書様式などを整理した。次に、実態把握のために、統計データや実態把握のためのシート、巡回指導等、総合的に把握する方法を検討し作りあげた。支援教育コーディネーターを支援体制の中心に位置付けて活動を始め、役割を明確化しながら、次の支援教育コーディネーターの養成方法を検討した。

(2) 生徒の状況に応じた支援の一環として個別にストレスマネジメントなどの支援プログラムを行った。支援シートに基づき、個別の支援プログラムを作成し、試行しながらそれを積み重ねた。第3次支援のシステムを確立することができた。厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業（YES-プログラム）」の認定講座を授業カリキュラムに取り入れた。また、本校の特色が単位制であることから、個々の教員が教科・科目の授業において、発達障がいのある生徒を支援するために、研修を通して授業を工夫し、ユニバーサルデザインの授業が実践できるよう、教職員の授業力の向上をめざした。

事例検討会を通して、指導・支援の内容を検討し、実践しながらスキルの向上を図った。事例を積み重ね、生徒情報等を教職員で共有し、個別の指導・支援のための内容をよりよく検討し、支援のプログラム作成に繋げた。

(3) 理解・啓発として、10回（年間5回×2ヶ年）の外部講師を招いた教職員研修を実施した。体系的な内容の研修会を企画し、保護者や他校にも参加を呼びかけ、理解啓発を進めた。また、他校を視察したり、校外の研修会に参加することにより、校内研究委員の発達障がいに関する知識やスキルが向上した。その中で得た情報等を全職員へ発信することにより、理解啓発を進めた。教職員の発達障がいに対する理解が深まるよう、事例検討会を定期的開催した。

生徒への理解啓発については、生徒向けの指導教材を開発し、実際に授業で実践した。

(4) 進路指導において就労・進学支援にどのような道筋や方法があるのかを調査・整理し、外部機関との連携についてフローチャート図に整理した。

また、生徒に職業体験等を受けさせるなど、各関係機関と連携を図った。その事例を積み重ねノウハウを蓄積した。また、フローチャート図を活用した進路HRや支援シートを活用した進路指導等、具体的な支援を生徒に行い検討を重ねた。

*第3次支援：個別指導を必要とする子どもに援助すること。また、第2次支援は、一部の子どもに行動に応じて援助すること。第1次支援はすべての子どもを対象に、子どものニーズに応じて援助すること。

II 詳細報告

1 研究の内容

(1) 発達障害のある生徒に対する指導方針

ア 生徒の実態

発達障がい診断もしくは顕著な特性があると思われる生徒が約1割程度在籍している。精神・神経疾患のある生徒も在籍しており、発達障がいの特性があっても、二次的な障がいの方が顕著に現れている場合もある。

実態把握の方法について

(ア) 合格から授業が始まるまで

- ① 大阪府教育委員会が定めた入学者選抜学力検査等における配慮事項による把握
合格後、早期に入学後の配慮支援について、当該生徒、保護者等と面談を行う。
- ② 生徒保護者の相談窓口の案内による把握
入学後の配慮を希望する保護者のために、合格者説明会で、相談窓口(電話とメールアドレス)を知らせる資料を配付し、相談を受け付ける(相談者は支援教育コーディネーター、養護教諭など)。
- ③ 保健健康調査票からのスクリーニングによる把握
入学時に提出する保健調査票より、事前に相談しておく必要のある生徒に面談を行う。場合によって支援を講ずる。
- ④ 上記①から③を合格から授業の始まるまでの間に行い、学校生活を送る上での配慮や支援を検討し、速やかに体制を整えることにより、人的措置(必要な場合は、授業でのTT(Team Teaching)や介助など)、予算的措置(介助イスなど)入学から問題なくスムーズに学校生活が始まるようにしている。

(イ) 授業が始まってから

- ① 4月および10月初すぐに、配慮や指導・支援を必要とする生徒を一覧表にして、職員会議等で周知し、全教職員の情報共有化に努めている。必要な場合は、随時会議等で情報交換を行う。
- ② 入学時からの実態把握にもれている生徒のスクリーニングを目的として、前後期中間考査期間中に教科担当者が「気になるカード」を活用し、情報の共有化を図っている。それは同時に、新着任の教職員への理解啓発を促すことにもなっている。

(ウ) 臨床心理士等による巡回相談

上記(イ)の①や②と並行して、巡回相談(本校では「発達障がい支援教育事例検討会」の名称)を実施した。臨床心理士の方に1年めは一人、2年めは二人体制で、生徒本人や保護者、教職員への講義と相談を担ってもらった。(生徒・保護者・教職員へ周知することで)相談件数は非常に多い。

(エ) (ア)から(ウ)を毎年繰り返し、PDCA(Plan Do Check Action)のサイクルでよりよい形に改善していくこととしている。

イ 指導方針

(ア) 支援の範囲と支援体制

① 校内支援体制による支援の範囲

支援の範囲については、発達障がいのある生徒が中心であるが、障がい（身体障がいや知的障がい、視覚障がい、聴覚障がいなど）のある生徒すべてについて、支援を行っている。

② 支援体制

既存の組織を活用する方法もあるが、適材なスタッフを配置する必要から、新組織を設立した。学校全体としてあらゆる分掌や委員会が連携して、指導・支援あたることがよりよいと考えたからである。組織として支援検討委員会を設置し、支援を必要とする生徒への支援を検討することにした。

支援検討委員会では、発達障がいに対する学校全体への理解の推進、その普及・定着および教職員のスキルアップとスキルの維持を図るため、以下の点を重点に活動できるよう努めている。

- 支援検討委員会の積極的な開催
- 子どもの症状の意味や原因などの研究
- クラス担任や養護教諭との情報共有や連携を密にし、学校生活が円滑に送れるように、保健室や他の授業での活用

その中で、「1. 組織を形づくるための要素→リーダーの必要性」「2. 会議の設定方法や司会、運営方法」「3. 相談窓口のあり方、定例会議や臨時会議のあり方」「4. メンバー構成（専門性のある人、関わる教職員）、医療関係など関係機関、保護者との連携のあり方など」、1.から4.の重要性とともに、全体として情報の風通しのよさ（学校全体に速く正確に伝える）が特に必要だと考える。

ウ 成果と課題

(ア) 成果

成果は、新たな支援体制を設立したこと、情報の共有化が円滑にとられるようになったこと、教職員の理解が進んだことである。

小中学校から、発達障がいと診断(傾向も含めて)され、適切な支援を受けてきた生徒は、本校入学後も、それぞれの生徒に対して、教科担当者やクラス担任が支援や配慮することで、単位を修得し卒業に至るものが多い。

一方、集団になじめなかったり、いじめを受けるなど小中学校から不登校となり、高校に進学する際に、本校を勧められて入学してきた生徒がいる。その中には、発達障がいの傾向のある生徒も少なからずいる。その生徒たちが校内外で問題を起し、「困り感」や「生きにくさ」などの課題が顕著に現れてきた場合に支援を行ったことが多い。彼らについては、個別にケース会議やスタッフ会議で検討と実践を繰り返しながら、支援を行った。それらの生徒の中には、進学先を決め卒業に至った生徒や、就労支援を受けて現在も頑張っている生徒がいる。

研究を進める中では、本校の単位制のシステムというものが、発達障がいのある生徒が高校生活を送る上での「困り感」や「生きにくさ」といったものを和らげてきたのではないかという点に気づいた。

単位制の本校では、いつも同じクラスで授業を受けるのではなく、学年もない、自分が選択した授業を少人数でゆったりと受けることができる。また、多少は「変わった人」と見られていても、周りがある生徒を受け入れられる雰囲気が本校の中にはあるようである。発達障がいのある生徒は、本校の単位制（定時制）のシステムの中では、自分の障がいの特性が、個性として受け入れられやすいと考えて、入学しているようである。入学者のほとんどは、単位制のシステムを理解した上で入学してきている。つまり、単位制という利点を生かし、生徒が支援を必要とするときに、必要な支援が行える体制を作りあげ、それを展開してきたことが成果だと考える。

(イ) 課題

学校組織として、ケース会議等に重要な位置付けをして指導・支援のノウハウを蓄積すること、支援教育を継続して進めていく上での人材育成が必要である。

小学校では、クラス担任がほとんどすべての授業を担当しているので、特定の教職員のサポートを得て発達障がいのある児童の持つかなりの課題に対処できているようである。しかしながら、中学・高校になると、教科担任制なので、その生徒にたくさんの教員が関わりを持たねばならず、それらの教員の理解と適切な配慮や支援が求められる。そして、その生徒の課題が難しければ難しいほど関わるのに躊躇する教職員が増え、特定の教職員に負担が集中するなど、より困難な状況となるところに大きな課題があると考えられる。

研究を進める中で、生徒への適切な配慮や支援が行えるように情報を共有していても、すべての教職員が、実践することは現状では難しいということがわかってきた。高校なのにそこまでしないといけないのかといった思いや生徒指導上の問題との関係はどうするのかといった意見などがあり、発達障がいのある生徒の特性の理解については教職員の中でもまだまだ差が見られ、全教職員が一丸となった支援体制の雰囲気を形づくることへの道のりは長い。取組みを継続し、より一層粘り強く地道に続けていくことが必要である。

(2) 発達障害のある生徒に対する授業やテストにおける評価方法等の工夫

ア 授業の際の配慮事項等

各学期はじめに、配慮や支援を要する生徒の情報交換会を行い、情報共有を図っている。その上で、各教科の授業について内容や教科の特性もあり、各担当が生徒の実態に合わせて指導・支援にあたっている。

本校の授業形態が、完全な単位制であり、生徒は自分の興味関心に応じて科目を選択することができることや、授業の出席に関しては、自らの生活スタイルに合わせて、自分のペースで学習できることから、支援のための授業を開講しても、その授業を対象生徒に選択させるという指導が難しい。

したがって、学習支援の対象生徒だけでなく、生徒すべてにプラスになるような支援内容が、対象生徒の支援にも繋がっていくという考えから、方策を二つ立てた。

一つは生徒へ向けて、講座にプラスαの付加価値をつけ、「生徒が積極的に選択できる講座をつくる」ということに加え、その選択した講座で、ある一定の成績を収めることで「生徒に自信をつけさせる」ということをねらいとし、厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業（YES・プログラム）」の認定講座を開講することとした。

二つめは、教職員に向けて「発達障がいのある生徒に理解しやすい授業はすべての生徒に理解しやすい」という考えから、「わかる授業」の実践をめざし、ユニバーサルデザインを取り入れた研究授業・研究協議を行うことにした。

イ テストにおける配慮事項等

入学者選抜制度における学力検査と同様の配慮をする以外に、発達障がいのある生徒が、答案を書く時間が遅い場合は時間延長をすることや、授業教室での受験が困難な場合には別室受験をするなどの配慮をとっている。

ウ 評価における配慮事項等

個々の生徒に応じて支援や配慮を行っている。授業の中でできる支援や配慮を行い、結果は、発達障がいのある生徒においても、すべての生徒は原則同じ基準のもとで評価をしている。

一方で、障がいのある生徒の評価について、平成16年より、評価委員会という組織を設け、個別の指導計画に沿って評価している。今のところ、発達障がいのある生徒には適用するに至っていない。

評価委員会について（抜粋）

1. 評価委員会の設置

- ① 構成：教頭、教務部（代表1人）、教科担当、人権委員会（代表1人）、養護教諭、担任

2. 評価委員会の役割

- ① あらかじめ、その生徒が障がいのある生徒用の評価方法を適用するかどうかを認定する。

委員会の認定後、事前に（必ず中間考査前までに）職員会議の了承を得、評価方法の適用を確認する。（事後は認めない）

- ② 教科担当が評価するための指導計画を作成する際の援助をする。

指導計画作成のためのプロフィール等の作成（個別の指導計画等を参考にする）

3. 障がいのある生徒の評価方法

- ① 履修条件を満たす（欠課時数が規定時数を超過しない等）

→ 単位認定（評定2以上は確定）（未履修の場合は不認定）

- ② 評価 → 評定の2～5の決定

・指導計画を作成し、それに基づいて評価する（当教科）

・通知票については文章表記および評定とする

エ 成果と課題

(ア) 成果

① 生徒へ向けて

YES-プログラム認定講座の開講について、1年めは各教科担当者と開設科目の調整等に時間を費やしたが、2年めにしてようやく厚生労働省から講座認定を受けることができた。

来年度以降は認定した講座名・その内容について、全生徒への周知徹底が必要であるとする。具体的には、在校生が来年度の時間割を決める受講ガイダンス時、「YES-プログラム」の資料を配付し、全体への説明を行なうようにする。新入生については、合格者説明会で全体への説明、資料配付を行う予定である。

② 教職員へ向けて

発達障がいのある生徒への授業力の向上を目的とした教職員研修を企画し、その後、研究授業実施、そして、その内容をふまえた研究協議を行うことができた。また、学習支援という観点とは異なるが、教職員の理解啓発にも繋がったのではないかと考える。

また、「国立特別支援教育総合研究所発達障害教育情報センター」に研究授業の批評をいただいたので、今後の授業改善の参考にしたい。

(イ) 課題

前述したように、発達障がいのある生徒への学習支援として、二つのアプローチを試みたが、成果より課題のほうが多かったのではないかと考える。われわれが考えた方策では、2年という期間ではなくもっと長い期間を見据えて、生徒への情報の周知・教職員全体の意識の向上をめざしていく必要性を感じた。

① 生徒へ向けてのアプローチ

YES-プログラム認定講座の課題としては、証明書発行の事務的な手続きをどの分掌や委員会が行うのか。そして、認定講座として認められる期限も有限であるため、それを維持する(または認定講座を増加していく)ために、どこが主導になって手続きを行なっていくのかの2点である。

※ 厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業 (YES-プログラム)」は、平成21年度の行政刷新会議の事業仕分けにより廃止が決定した。認定講座の有効期限は平成24年9月までである。証明書発行は平成22年度以降行われない。認定講座の継続、新規科目の追加はできなくなった。

② 教職員へ向けてのアプローチ

学習支援のための研修、研究授業、研究協議については、第1回めということで、ユニバーサルデザインについて基本的な部分を目標に行った程度にとどまっている。「わかる授業」ということをめざし、来年度以降は、より質の高い研究授

業を行い、教職員全体が授業の質を向上させることができる内容にしていくことが必要である。研究授業に多くの教職員が参加したが、授業の都合で研究協議には参加できない現状がある。来年度以降は日程の検討も含めて、十分な時間を確保をしたうえで研究授業を行いたいと考えている。

また、この取組みは、単年度で終わるのではなく毎年定期的に、様々な教科において行われるようになることが課題であり、授業の中にユニバーサルデザインを入れていく技術的なノウハウを蓄積していき、教員、生徒のニーズに合わせて、すべての授業の進め方をPDCAサイクルにより、よりよいものにしていく工夫が必要となる。

(3) 発達障害のある生徒に対する就労支援

ア 支援の方策と内容

(ア) 支援の方策

卒業後の自立に向けた適切な進路指導について研究するため、特別支援学校や公共職業安定所・障害者職業センターなど地域の就労関係機関と連携して訪問調査を行い、それらで得た情報を基に、進学・就労の支援のための方策を立てた。

進路指導に関する個別の指導・支援方策を立てるため、その最初的手段として、生徒の持つ進路実現のためのイメージを把握することとした。具体的には、生徒が、今まで体験してきた中での、興味を持ったこと、やってみたいと考えていることについて、生徒一人ひとりから丁寧に聞き取りを行った。それらをもとに必要に応じて関係機関と連携しながら個々の生徒にあった進路支援を行った。

(イ) 支援の内容

① 卒業予定生になるまで

入学し、卒業予定生になるまでは、外部の支援機関等で行われる体験実習や見学会の情報を周知し、できるだけ参加を促す。参加したそれらの体験を通して感じたこと学んだことを振り返り、確認し、卒業後の進路の方向性を探る。

卒業予定生になったら、担任や保護者と綿密に連絡を取りながら、卒業後の進路について何度も話し合いを通して絞り込んでいく。

② 進学希望の場合

得意な教科・不得意な教科を確認しながら、希望する大学・学部を、模擬試験の結果も参考にして検討する。受験先はなるべく早めに絞り込み、5月下旬から始まる教員向けの入学試験説明会で外部の入試広報担当とつながりを作る。当該生徒とは夏休みに行われるオープンキャンパスと一緒に参加し、大学の雰囲気やどの入試方法で受験するかを探る。

受験先・入試方法が決まれば、保護者・生徒に入試受験時・入学後の配慮を確認し、受験先の学校の入試広報担当と連絡を取り、配慮等の手続きを進めていく。このとき、受験時の配慮をお願いする留意点として、必ずと言っていいほど、入学後

の配慮もたずねられる。そのため、受験時には入学後の希望する支援も含めて検討していく必要がある。

③ 就職希望の場合

各種障害者手帳をふまえ、就職活動を進めていくことが重要である。そのため、手帳がある場合は、当該生徒が就労への意欲・障がいの受容がどれだけできているかを確認しながら、基本的にはハローワーク・障害者職業センター・生徒の居住区域を管轄する障害者就業生活支援センターと連携を図ってきた。

可能であれば、障害者職業センターの職業評価を受け、卒業後の就労についての個別の支援計画を立ててもらい、その計画に添って、担任・保護者・生徒と十分に連絡を取りあいながら支援をしていくのがよいと考える。このとき、就職活動を進めていく上で大切なことは、生徒自身が自分の障がいをどれだけ受容できているかということと、就労への意欲をどれだけ持っているかということが鍵になる。

手帳がない場合、担任と連携を取りながら保護者に手帳取得について、相談する必要がある。手帳を取得する場合、生徒の居住区域を管轄する発達障がい者支援センターから病院等の紹介を受け、取得後は支援機関と連携しながら就労に向けた進路指導を行う。また、取得しない場合、保護者・生徒と相談の上、大阪府若者サポートステーション等と連携しながら、就職に向けた進路指導を行うこともできる。

イ 成果と課題

(ア) 成果

本校独自の各種障害者手帳有無別のフローチャートができたことが成果である。

進学においては、保護者と本人の希望進学先の選択、教員向け入試説明会への参加、オープンキャンパスへ生徒と共に参加、願書提出前の受験時の個別対応（配慮願いの書類等）など、順を追って受験準備を進めたことで、一つの進学支援モデルができた。

就労については、卒業予定生になった4月から準備を始め、応募前職場見学、面接指導、就職試験対策、事業所への就職試験時の配慮依頼など一人の生徒をとおして就労支援モデルができた。

しかし、今回は結果に結びつけることができなかった。その後、大阪府若者サポートステーションと連携をしながら、就労に向けての活動を行うこととなり、各種障害者手帳のない生徒の就職活動に道を開くことができた。

(イ) 課題

就労を希望する場合において、卒業予定生になるまでの間、支援学校で実施されているような、計画的な作業所での体験実習や見学等を、本校でも行っていくことが挙げられる。

また、各種障害者手帳の有無をふまえた進路指導が必要であるが、とりわけ、手帳がない生徒については、どのような支援機関に繋がればよいのかという、具体的な支援策を研究する必要がある。

(4) 一般の生徒に対する理解推進等の指導のあり方

ア 指導の工夫と取組

生徒向け教材を2つ開発した。一つは、DVD「アイムヒア 僕はここにいる～僕のあゆみ～」(大阪府人権啓発ドラマ)を参考に、もう一つは、DVD「音符と昆布」(平成19年エピックレコードジャパン制作)を参考にして、生徒への理解啓発を目的とした授業やロングホームルームでの指導案を作成した。

内容は、ビデオ鑑賞後、4～5人の小グループによるワーキング、そして発表というものである。

イ 成果と課題

(ア) 成果

授業やホームルーム等で活用できる2つの授業案を作成したことが成果である。指導案は、いくつかの授業で試行錯誤しながら、数回実施し、生徒の様子や反応からよりよく工夫をしながら作り上げたので、いろいろなノウハウを蓄えられた。今後も教材を実施しながら、工夫を重ね、よりよいものにしていく。

(イ) 課題

この指導案をもとに系統的に「共生社会」の授業や「ロングホームルーム」で活用し、生徒の理解啓発に役立てていく。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

(ア) 平成20年度研修内容

一年目は、発達障がいの特徴や課題となっている内容についての理解を推進することを目的として研修を企画し開催した。理解啓発の推進のため、多部制単位制Ⅲ部と通信制課程の教職員・保護者にも参加を呼びかけた。

平成20年度研修内容

回	月 日	講 師	テ ー マ
1	6月17日 (火)	大阪人間科学大学 教授	発達障がいのある児童・生徒の理解と支援について
2	10月30日 (木)	大阪教育大学 名誉教授	思春期・青年期の発達障害と教育的支援
3	11月25日 (火)	大阪府立堺支援学校 指導教諭	発達障がいの生徒への教育的支援 ～生徒を通して～
4	12月25日 (木)	ひょうご被害者支援センター 事務局長	①事例検討について(ワークショップ) ②事例検討会

5	2月3日 (火)	大阪障害者職業センター 職業カウンセラー	発達障がいのある生徒の就労支援について
---	-------------	-------------------------	---------------------

(イ) 平成21年度研修内容

2年目となるので、発達障がいのある生徒の特性を理解することと、具体的な指導・支援のあり方についての内容を中心とした研修を企画・開催した。また、府内高等学校関係者などにも参加を呼びかけた。

平成21年度研修内容

回	月 日	講 師	テ ー マ
1	6月17日 (水)	SNE 委員会専門委員 臨床心理士 精神科医	発達障がいのある生徒への指導・支援について － A君の事例を通して －
2	7月14日 (火)	やまもとクリニック 医師	高校生の発達障がいと不登校
3	8月25日 (火)	関西福祉科学大学 教授	発達障がいのある生徒への教育的支援 ～生徒を通して～
4	11月5日 (木)	NPO 法人「ラヴィータ研究所」 子ども発達相談 センター・リソース「和」所長	発達障がいのある生徒への学習支援 ～適切な支援のための授業の工夫を考える～
5	1月26日 (火)	大阪人間科学大学 教授	これからの発達障がいのある生徒への支援について

イ 成果と課題

(ア) 成果

この2年間の教職員の研修の出席率をみて、平均83パーセントと非常に高く、教職員の発達障がいについての興味関心の高さがうかがわれた。

この背景には、教職員が教科指導や生徒指導をはじめとする本校のあらゆる教育活動で必要に迫られて、障がいに対する新しく正しい情報や知識を得ようという状況があったからである。

また、すべての研修でおこなったアンケートの設問の「今回の講演が参考になった」に対する回答結果が91%であった。このことから、教職員の発達障がいについての理解度はかなり進んだものと考えられる。

また、本校の教職員は4年以内の全日制普通科からの異動者が約80%と大半を占めている。全日制普通科高校の中には、授業中座席に座らずに立ち歩いているなど授業態度がよくないという理由で、場合によっては生徒指導対象となることも珍

しくなく、その行為に対して、教職員が強く叱責し、それに対して反発する生徒の事後指導がより困難となってしまうこともある。

しかし、研修を通して、近年の学校現場で起こっているそのような状態の生徒は、障がいの可能性が考えられるということと、そのような生徒には、適切な指導・支援が必要なのだという理解が本校教職員の中に深まったと考える。本校教職員の個々の生徒に対する見方は、より細やかな方向に確実に変わってきたとあってよいのかもしれない。

(イ) 課題

これからも新着任の教職員が増えることを考えたとき、教職員の理解啓発がなにより必要である。教職員や保護者への理解啓発については、モデル事業終了後以降も、継続的に研修などの機会を設けていくことが課題である。

(6) その他の支援に関する工夫

研究課題ごとにワーキンググループをつくり、ワーキンググループごとに、研究を進めた。専門家には、訪問・メール・電話にて、個別に聞き取りや、助言などをいただいた。また、校内ワーキング会議を2年間で47回開催し、その中で情報や意見交換を行い、学習・研修してきたことが、校内委員の発達障がいに対する理解・啓発をすすめ、スキルアップにつなげてきた。このことにより、円滑に事業をすすめることができた。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	大学・教授	
2	精神科医	
3	臨床心理士	
4	公共職業安定所・指導官	
5	支援学校・指導教諭	特別支援教育士
6	校長	
7	事務部長	
8	教頭	
9	首席	中退防止コーディネーター
10	生徒保健部長・首席	生徒指導主事 中退防止コーディネーター
11	教務部・教諭	支援教育コーディネーター
12	生徒保健部保健係・教諭	SNE委員会実務担当者 保健主事 支援教育コーディネーター

1 3	生徒保健部保健係・教諭	
1 4	生徒保健部保健係・養護教諭	
1 5	生徒保健部保健係・養護助教諭	
1 6	進路総務部進路係・実習助手	
1 7	生徒保健部保健係・講師	
1 8	進路総務部進路係・講師	

イ 委員会開催回数・検討内容

(ア) 開催回数

年間の SNE 委員会の開催スケジュールと校内ワーキングの開催回数を以下に示す。

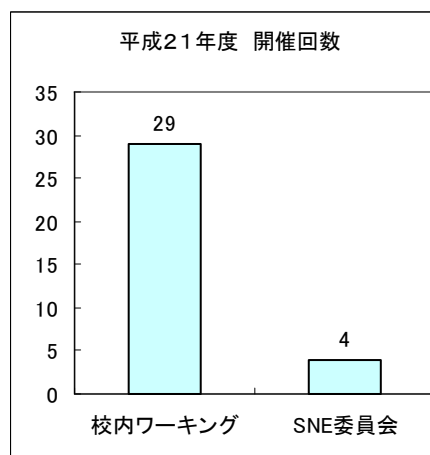
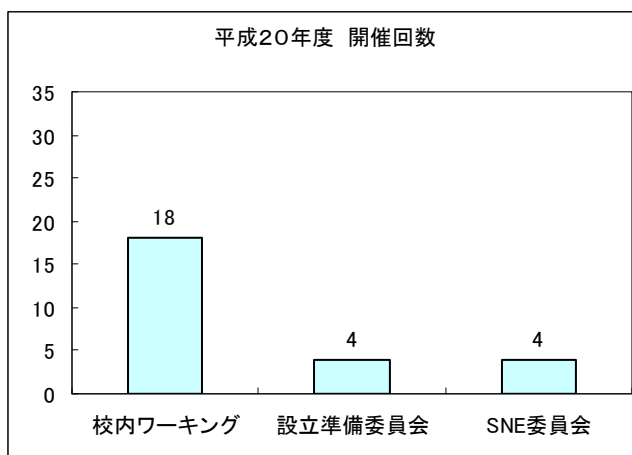
SNE 委員会の開催

1 年次(平成 20 年度)

月日	SNE 委員会
7 月 31 日	第 1 回
10 月 24 日	第 2 回
12 月 12 日	第 3 回
2 月 20 日	第 4 回

2 年次(平成 21 年度)

月日	SNE 委員会
5 月 29 日	第 1 回(第 5 回)
7 月 30 日	第 2 回(第 6 回)
11 月 27 日	第 3 回(第 7 回)
2 月 12 日	第 4 回(第 8 回)



校内ワーキング 年間開催回数

(イ) 検討内容

年間 4 回の実施・以下に平成 21 年度の第 1 回～第 4 回の各検討内容と次回の課題の報告等を以下に示す。

平成 21 年度

第 1 回研究委員会 (平成 21 年 5 月 29 日)

(1) 今年度の研究目標と進捗状況を確認した。

ワーキング グ	研 究 目 標	進 捗 状 況
入口（情報収集）	<p>① 入学時からの支援の流れを整理し、支援体制を構築した。今年度は支援体制を実践し、その中から出てくる課題を検討し、よりよい体制を確立していく。（PDCA サイクル）</p> <p>ア 入学時からの支援 イ 全生徒への実態把握作業</p> <p>② 他校の実態把握の状況を調査し参考にする。（実態把握アンケート用紙の作成と調査の実施）</p>	<p>① 支援体制について 新入生に対する支援検討会議の開催</p> <p>② 実態把握の方法について ア 入学時の支援の流れ 保護者への周知、電話受付、面談体制、ケース会議、情報の共有など イ 全生徒への実態把握の準備</p>
理解・啓発	<p>① 昨年度同様に、教職員・保護者への理解・啓発を進める。教職員意識調査を行う。</p> <p>② 教職員への理解を積極的に深める。</p> <p>③ 生徒への理解・啓発を試みる。</p> <p>④ 講演会を公開する。</p>	<p>① H21 年度理解啓発事業計画</p> <p>④ 府立学校の通学区域学区（3 学区）の高校へ案内</p>
学力（学習支援）	<p>① YES-プログラムの認定講座を授業科目の中に開講する。</p> <p>② LHR で生徒対象の授業内容を取り入れる。</p> <p>③ 発達障がい・身体障がいのある生徒の学習面での個別の指導支援を行う。</p>	
出口（進路指導）	<p>① 卒業予定生で発達障がいのある生徒の大学進学(2人)・就労支援(1人)の支援方策を実施する。</p> <p>② 在校生で発達障がい・身体障がいのある生徒の卒業後の進路を見据えた指導・支援方策を実施する。</p> <p>③ 作成した進路フローチャートにより生徒の進路 HR をもち、進路意識を高め、自己理解の推進を図る。</p>	
対応対策	<p>① 支援体制整備による実践とケース会議の積み重ねにより、よりよい個別の教育支援計画を作成する。</p>	<p>① ケース会議を定期、不定期に開催する。</p>

	② 生徒への指導・支援の向上を図る。	② 個別の支援をスタート
コーディネーター養成	① 支援教育コーディネーターを指名した。 ② 支援体制におけるコーディネーターの位置づけと役割の明確化をする。	支援教育コーディネーターの活動（連絡、調整、会議の開催、担任への支援など）

(2) 第1回の研究委員会での検討内容および今後の課題

今年度の目標と進め方について確認した。その後、モデル事業を終えた2校の報告から、本校のモデル事業の進め方や方向性など、本校が学ぶべきものについて、意見交換をした。概ね6つワーキングのこれまでの研究をこのまま進めていくことがよいとの意見であった。

第2回研究委員会（平成21年7月30日）

(1) 今年度のワーキングの進捗状況と内容を検討した。

ワーキング	進捗状況	内容
入口 (情報収集)	① 実態把握の方法について（実践しながらの整理） ア 入学時の支援の流れの見直し イ 保護者への周知資料、アンケート調査 その他、面談体制、ケース会議の開催、情報の共有など イ 全生徒への実態把握の見直し 授業担当者による実態把握（新入生・在校生） ② 支援体制について ア 情報共有化と情報更新（配慮支援を要する生徒資料について） イ ケース会議の開催（対応・対策にて）	・保護者向け周知資料（10月入学生対象に）→電話番号、メールアドレスの追加 ・「気になるカード」の運用およびデータの整理
理解・啓発	① 職員研修 同じ通学区域（3学区）等の高校へも案内 ② 生徒への理解・啓発 教材の開発→授業案およびワークシート、資料 ③ 教職員向けのSNEたより	・教職員研修報告（第1回、第2回） ・生徒向け理解啓発教材について ・SNEたより
学力 (学習支援)	① YES-プログラム ② 校内研修会の開催を計画（講演から授業の工夫に関して） 「ユニバーサルデザインの授業（「発達障がいと授業の工夫」）」に関する講演	・報告（口答） ・講師交渉中

出 口 (進路 指導)	① 卒業予定生で発達障がいのある生徒への大学進学（2人）、 就労支援（1人）を行う。 ② 在校生で発達障がい・身体障がいのある生徒への卒業後の 進路を見据えた指導を始める。	・生徒の進路支援に 関する途中経過報 告
対 応 策	① ケース会議 ② 個別の支援をスタート 個別支援シート支援シートの利用	・ケース会議の開催 と内容 ・個別支援シートの 活用例
コーデ ィネー ター養 成	支援教育コーディネーターの活動（連絡、調整、会議の開催、 担任への支援など）	・4月からの活動報 告

(2) 第2回の研究委員会での検討内容および今後の課題

- ① 入学時の実態把握のためのアンケート内容について検討をした。
- ② 生徒向けの理解啓発のための教材について、「この指導案は、教育支援モデルではなく、
医療的モデルになっている。さらに、工夫が必要である」という助言を受けた。
- ③ 個別の実態把握シート、個別の教育支援計画、個別の指導計画の記入方法や活用方法
について助言を受けた。

第3回研究委員会（平成21年11月27日）

(1) 進捗状況と、特に前回の課題について検討を重ねた。

項 目	内 容
前回の課題	① 生徒向けの理解・啓発のための授業案について ア 生徒向け授業案1およびシート イ 生徒向け授業案2およびシート ② 実態把握支援シート、個別の支援計画シート・個別の指導計画、そ の他書類
報告書について	報告書のあらまし（構成と編集など）
進捗状況とまとめ	報告書の研究内容部分についての検討
その他	第3回教職員研修記録、研修アンケート集計、SNE たより

(2) 第3回の研究委員会での検討内容および今後の課題

- ① 前回の生徒向け教材については、詳細にわたり検討された。教材の中の登場人物を順
位づける、言葉と感情（イメージされるもの）について、もっとバイアスのかからない
ものにすればよいという助言を受けた。

- ② 個別の教育支援計画、指導計画について、基本的な記入方法や、特性について具体的な助言を受けた。
- ③ 報告書の目次と作成までの計画について検討し、今後のスケジュールを確認した。

第4回研究委員会（平成22年2月12日）

報告書の検討およびモデル事業終了後の今後の継続的な取組みについて検討した。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の策定等具体的な方策

（ア）支援教育コーディネーターの役割とケース会議

① 支援教育コーディネーターの役割

支援教育コーディネーターを二人にし、校内の調整と外部との調整とを大きくわけ、二人で連携を密にして、支援がスムーズに担えるようにした。また、コーディネーターの養成を実際に支援に携わることで行っていくことにした。

そして、本校での支援教育コーディネーターの役割や活動した内容を以下に挙げた。

ア 関連情報の共有化のための調整・手段

（ア）対象生徒の情報収集

（イ）支援を要する全生徒情報の一覧表作成

（ウ）定期的な生徒情報の更新

（エ）ケース会議、情報交換会等の設定と開催

（オ）校内情報誌（SNE たより）の発行

イ 校内委員会の開催、研修の企画、開催

ウ 「気になるカード」などを踏まえた、個別の教育支援計画の作成窓口

② 個別の教育支援計画の作成と実践

ア 子どもの特性を具体的に記入(箇条書き)

イ 特性をふまえた学級経営や授業の工夫を記入

ウ これまでの相談歴、診断歴や保護者の希望があれば参考にする

エ 改善したかどうかの判断を少なくとも学期に1回実施

オ 生徒一人ひとりの個別の教育支援計画を同じフォーマットにデータベース化

③ 授業におけるスキルアップを提案

ア 支援を必要とする子どもがいる授業のスキルを磨き、校内でそのスキルを共有する

イ 校内研修の講師の選定、模擬授業を行い、授業スキルを磨く

④ ケース会議

ア ケース会議の開催と内容

「実態把握のため」、「校内外でのトラブル」、「情報交換」、「支援の方法」等について必要に応じて開催した。

イ ケース会議開催についての工夫

- (ア) 参加できない教職員へは様式用紙を作り、記入し提出してもらうようにした。
- (イ) 会議日程については、会議の開催に合わせて参加の必要がある教職員やできるだけ多くの関係教職員が参加できるよう調整した。
- (ウ) 会議後の情報共有については、①職員会議等での連絡、②資料を特定の場所におき、全員が閲覧できるようにした。

ウ その他

研修への参加（教育センターの支援教育コーディネーター養成研修、大阪医科大学 LD センターの研修など）

エ 今後の課題

教育相談、健康相談、支援教育相談の連携をどうしていくか、つまり具体的には、カウンセラー、養護教諭、支援教育コーディネーターの連携をどのようにしていくかである。

エ 成果と課題

(ア) 成果

教職員が支援の意識を持って生徒の対応に当たれたこと、ケース会議を開き情報共有を試みることができたこと、生徒指導を通して多くの教職員が当該生徒にかかわったことは成果であると考えられる。

(イ) 課題

今回の支援事例の場合、支援への入口が生徒指導からという経緯もあり、指導期間中に教員との面談時間をとり、指導・支援を行ったが、指導が終了し学校生活に戻ると、またトラブルを起こし、指導となり、教職員の指導・支援を受けるという繰り返しになった。指導期間中には手厚く支援を行うことができたが、そうでない場合は週に一度の担任の面談があるといえ、支援が行き届いていなかったことが考えられる。通常授業の中でも十分な支援を行うことができるかという課題が残る。

支援体制の構築と、その支援を同時に行っていたこともあり、生徒のトラブルに対して場当たりの対応となってしまう、トラブルの原因となる「困り感」や「生きにくさ」といったものに対する支援が遅れ、一貫した支援を立てて行くことができなかった。この点を反省して、支援シートを活用した形での計画の立て方のノウハウを蓄積していく必要性を感じた。

事例の生徒は小・中学校時代には支援を受けておらず、他校からの編入という形で本校に入学した。そういった経歴の中で発達障がいの特性より二次的な症状が原因となる「困り感」「生きにくさ」があり、本人の自尊感情が非常に低いため、攻撃的になりトラブルを起こしてしまう。また、本人が抱える「困り感」「生きにくさ」という問題が非常に多岐にわたるため、学校で行える支援の部分に一定の限界があるように感じた。保護者、医療機関等との連携が必要であると考えられるが、具体的な連携方法など成果が挙がる方法については、より多くの事例を重ね、より効果的な連携方法、支援方法を見つけて行く必要がある。

(2) 専門家チームの活用

ア 構成

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	大学・教授	
2	精神科医	
3	臨床心理士	
4	公共職業安定所・指導官	
5	支援学校・指導教諭	特別支援教育士

イ 専門家チームの活用状況

- (ア) 実態把握の方法、生徒向け理解啓発の授業案、個別の支援計画などについて示唆、助言をもらいおおいに参考になり、研究に活かすことができた。
- (イ) 発達障がいのある生徒の保護者や担任教員への個別の相談会や、課題のある生徒への検討会での意見や助言がそれぞれの生徒への支援や指導に役立った。これらの取り組みは、発達障がい理解の教職員への浸透に大いに寄与してくれた。
- (ウ) 平成 20 年度は 1 人、平成 21 年度は 2 人のスクールカウンセラー（以下「SC」という）による、「発達障がい支援教育事例検討会」や巡回相談等を生徒・保護者・教職員に対して行った。保健室や保健係などとの連携もはかりながらの発達障がいを中心にした相談活動であったが、教育的ニーズの必要な生徒が多く、保健室への来室状況も非常に多いなか、相談内容は多岐にわたる内容(発達障がいも含む)になった。また、どれをとっても内容が深刻なものが多い状況であった。

ウ 成果と課題

- (ア) 専門委員よりさまざまな助言や示唆をもらい、研究を進めることができた。
- (イ) SC がいてくれることで、教職員は多様な生徒への、多様な支援を相談できることが多く、支援教育コーディネーターと養護教諭がクラス担任との連絡調整と情報共有が円滑にすすみ、適切な支援を行うことができた。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

支援学校に協力してもらい、就労支援についての調査を行った。情報交換のために、支援学校間の就労支援会議に定期的に参加している。

イ 発達障害者支援センターやハローワーク等関係機関との連携

ハローワークや発達障害者職業センター等への就労についての聞き取り調査を行った。発達障害者職業センターにはカウンセラーによる講演を依頼するとともに、就労・生活支援センターには生徒の就労支援で職業体験を依頼した。また、大阪府若者サポートステーション等と連携しながら、就職への道を探ることができた。

ウ 地域の教育施設や人材等の活用

生徒に地域の社会福祉施設を通じた職業体験を行い、連携が深まった。

エ 成果と課題

- (ア) 個別に具体的に、数人の生徒に進路支援を各関係機関と連携をとりながら行った。
- (イ) 関係諸機関への聞き取り調査をもとに、卒業予定生になるとどのような就労支援や進学支援が受けられるかを整理し、フローチャート図を作成した。このフローチャート図を用いて進路指導を行った。また、個別の支援シートを作成し、フローチャート図とともに、数人を具体的に就労・進学支援を行った。

(4) 関連事業等との連携

厚生労働省「若年者就職基礎能力支援事業 (YES-プログラム)」の認定講座を4講座、今年度(平成21年度9月)より開講することができた。各講座の詳細については以下の表に示した。

平成21年度9月 YES-プログラム 認定講座一覧

講座名	単位数	内容
カウンセリング	1	コミュニケーション能力
文書デザイン	2	ビジネス文書の作成・読解
高校数学入門	2	計算・計数・数学的思考力
簿記	2	計算・計数・数学的思考力

「コミュニケーション能力に関する内容」、「ビジネス文書の作成・読解に関する内容」、「計算・計数・数学的思考力の基礎を学ぶ内容」の講座について認定を受けた。内容についてはLDの生徒には計算・計数・数学的思考力の基礎、対人関係が苦手な生徒にはコミュニケーション能力等、発達障がいのある生徒の特性に合わせて必要なものを含めることを考えた。

認定講座は、修了時に評定3以上という一定の成績を修めると、単位認定と同時に厚生労働省に申請することで認定証をもらうことができる。

ねらいは二つある。一つは授業選択の動機付けである。「厚生労働省より認定される」ということを生徒に周知させ、能動的に生徒自らがその授業を選択することである。

もう一つは、講座を一定の評価以上で修得した生徒には、単位修得とは別に認定書が与えられる。そのことが、生徒の自己達成感の獲得に繋がるものとする。

III 今後の我が国における発達障害のある生徒の支援のあり方についての提案等

1 今後の本校の取組みと課題

今後はこれまで進めてきた事業内容を続けていくことが大切である。

一つは、校内での支援体制がさらにスムーズに活動できるよう推し進めていく。この2年間でできた体制を維持し、PDCAのサイクルで実践・検討していくことであ

る。

次に、人材の育成のためにも教職員の理解啓発を続けていくことである。人事異動があり、教職員の入れ換えがあっても支援体制が維持できるように継続していく。教職員研修の継続と充実をさらに進めることで、発達障がいを理解し指導・支援できる教職員が増えていくことに繋がり、指導・支援の質をあげていくことができるだろう。

また、作成した教材を活用し、生徒向けにも理解啓発をしていく。

学習支援では「YES-プログラム」の認定講座を続けることで生徒の意欲をあげることと、普段の授業にユニバーサルデザインの授業のノウハウを取り入れていくことですべての生徒への支援へと繋げていく。教職員にとっても理解啓発になるとともに授業力の向上や生徒指導力の向上に繋がるだろう。

進路支援では、個別の支援を続けていくことで、そのノウハウを蓄積しながら今後に生かしていくことである。

教職員がこの支援の体制に携わることを通して、発達障がいにおける支援教育コーディネーターとなる人材を育成していくことに繋がっていくことになるだろう。

2 モデル事業から見えてきたこと

現状では、高等学校における学校間格差が大きいことや、高校における教職員の発達障がいに対する関心が他の教育段階の教職員に比べて相対的に薄いことが課題であると考えられる。

発達障がい、早期発見、早期療育という観点から、小中学校をすりぬけて高校段階で発見された場合、まず、学校生活を円滑に過ごせるように支援することが大切だが、特に、就労を見すえた重層的な支援が必要であると思われる。就職・進学の見学選抜において、生徒本人が障がいを理解し、受容しているかによっても支援内容が異なってくるし、特に、保護者の理解と協力なしには十分な支援ができない。

したがって、高校からみると、小・中学校段階までの支援のさらなる充実と、幼保、小・中・高、高等教育へと一括した支援を管理する機関が必要であり、それらが連携しやすい体制を構築する必要があるのではないだろうか。支援の環境をもっと整備するには、複雑な縦割り行政の中で、今の段階では窓口が非常にわかりにくい。それらをぜひ整備し、わかりやすく活用できるようにしてもらいたい。

特に高等学校では、卒業した後の進路をすぐにでも考えねばならず、3年間で、個々の生徒に応じて、今何ができてこれから何をできるようにすればよいのか。一人ひとりの生徒の個性も特性も異なり、ニーズも異なる中で、高校の中だけでできることには限界があり、外部機関との連携を模索し、ノウハウを蓄積していくには、高校の中だけではあまりに負担が大きい。

例えば、個々に応じたリソースを活用したいが、本校は、府内全域を校区に持ち、外部機関と連携をはかるにしても、地域による支援の温度差が大きく、生徒により地域が異なるともう同じような支援ができなくなってしまう。また、生徒自身がいつ障がいを理解し、受容するのか。その方法はこういったものか。などといった具体的な事例やそ

のノウハウを蓄積し、まとめて情報発信し、それらを共有することの必要性を強く感じる。これまでに各教育段階と行政がそれぞれ事業を展開しているが、横断・縦断した連携活動とはなっていないと思われる。それらの支援の連携が整備されていないことと、様々な情報を周知できていない広報活動の現状があると思われる。今後、一層の連携体制の環境を整備することと、広報活動に重点を置いた施策を進めることが重要と考える。

最後に、発達障がいのある（傾向のある者も含めて）生徒や、学校生活をうまく送ることができない生徒が、安全で安心して、ありのままの姿をしていいという居場所が必要であると考え。個々の特性はさまざまであり、さまざまな教育的ニーズがある。例えば、授業の中での支援以外に、学校における学習サポートの拠点として、必要なときに必要な学習支援ができる「学習支援室」といったものが挙げられる。

また、授業の中でも教員一人ひとりが授業のスキルをあげていくことと同時に、高校においても、一人で抱え込むことのないよう、TTや抽出授業の形態の支援も可能となるような柔軟な支援を考えていかなければならない

IV その他特記事項（エピソードを含む）

特になし

V 総括

1 支援する教職員

発達障がいのある生徒については、モデル事業当初から、SNE委員会の校内スタッフが中心となって取組んでいるが、今のところ支援できる範囲は、「困り感」や「困った感」が明確に把握できる生徒のみであるということが今後の課題である。

しかし、発達障がいの「困り感」や「生きにくさ」をかかえる生徒への指導・支援のためには、教員のスキルをあげていくことが必要であり、支援体制の充実と教職員集団の発達障がいのある生徒への理解やスキルの向上において変化していかなければならない。

単位制の教育課程により、一人ひとりの生徒の個を大切にしてきたという本校の特色があったにもかかわらず、近年は教職員の異動も多く、その中の大多数は発達障がいの名称さえ聞いたことがないという状況がある。高校においては今やっと一人ひとりの教職員の発達障がいに対する理解の必要性の認識が始まったと言える。継続した教職員の理解啓発と教職員の支援のスキルアップが支援範囲の広がりにつながっていくと期待される。

2 支援体制の継続

今後、支援を続けていく中で、一番の課題は、臨床心理士（スクールカウンセラー）の必要性である。モデル事業を終えた後、臨床心理士の招聘は、生徒・保護者・教職員が相談を受けることにより、保護者や生徒の安心・安定に繋がるものである。来年度以

降、継続するための方策を検討しているところである。

VI モデル校の概要

1 学級数と生徒数（平成21年5月現在）

課程	普通科	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
定時制	IⅡ部	4	164	4	165	4	124	3	82	15	535
	Ⅲ部	2	81	2	86	2	61	1	37	7	265
	計	6	293	6	220	6	157	4	91	22	800
通信制	昼間部										1,215
	日・夜間部										886
	計										2,101
計											2,901

2 教職員数（平成21年5月現在）

校長	准校長	教頭	首席	教諭	養護教諭	非常勤講師	実習助手	ALT	事務職員	司書	その他	計
1	2	5	3	107	5	76	9	0	17	0	1	226